

(10)

軍刑法違反者の取扱

0230

RA'-0001

0127

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

窃盜罪との併合罪であるも、所謂ダウトフルケースに該當しない。逃亡に際して殺人強盗等の罪を犯した場合のみダウトフルケースとして取扱ふべきであると思ふ。併し確定的には前に述べたやうに都内で協議の上回答する。

米、先般提出せられた全国刑務所収容中の軍法會議受刑者の犯罪別リストに依ると、目下收容中の總計五百余件中逃亡罪に依つて処断せられて居るものが約百五十件ある。然であるが、今日までに司令部が承認に開いた日本側から通報を受けたのは十件にも及ばない。此の成績はアンサチスティックトリである。本件は開示署名の會談した際に司令部としてはクーリエ便に依ることをオジエストしたが、日本側はその判断に依つて郵便に依ることとしたのである。併し司令部としては郵便に依ることもクーリエに依ると同様に迅速なる結果を得らるべきことを期待して郵便に依ることに付、日本政府

0232

内地刑務所に収容中の軍法會議受刑者の  
懲戒に関する件（第7次）  
（昭和二、九、二〇終連總務部總務課）

司令部 ハッシュ氏  
本側 司法省神山事務官、勝尾檢事、服部事務官、  
森達幹官

本日は地方から報告を受けたダウトカルケースに關して總  
司令部の御意図を聽取するため伺つた。（英訳文を參照）  
「本件に關する總司令部の意図はケントネイス大佐と協議の上  
圖示するが、自分限りの意見では本件の如きはダウトカル  
ケースに該当しない。即ち本件は逃亡に際して逃亡を造成  
するに必要な物件を窃盗したに過ぎぬものであつて、斯の  
如く主なる犯罪は逃亡罪の遂成に又は其の結果として  
逃亡罪に性質上附隨すると考へられるが如きものは假令

0231

の判断に一任した訳である」と述べ、今日迄に収容者の少さに  
とに対する不満の意を表した。

日「我方の見積りでは逃亡罪に該当する者は約百十万余件で  
至の中二十名位はすでに八月七日に恩赦に依て収容せられて  
ゐる（これは海外との通信絶のため恩赦が行はれたこと  
を知らなかつた部隊所属者に付て恩赦をおさればせれ道筋  
したものである。）から現在収容中の者は約九十余名と推  
定してゐる。而して報告数が少い理由は第一に該当者は主  
として福岡長崎に多數あるものと思われ、この両者から報告が  
接致しておないで全体数が少いのである。尤も福岡長崎両刑  
務所はおのずかず収容の措置を執る所以であらうけれども未だ報  
告が到着しておない。第二には司法省の訓令冒頭の字句の解釈  
には付て地方の検事側の疑問があつたやうで、此の点の解  
明の時日を要したものである。」

0234

米「長崎に電報を往復すれば大一時間も要すまい」とて現地か  
らの報告が何が故に電報にいらなかつてゐる風であつた。  
米「司法大臣と月曜二時半に會ひた、若し閣議等の差し迫つた已  
むを得ない事由があれば時間変更に付て連絡せられた」（その後  
司法省の依頼に基いて大臣の代りに次官が出席せられたことに誤解  
を得た）

日「元般司法省といふは軍法會議受刑者は今回の措置の対象と  
て居る聯合軍の俘虜となつたもの外一般にこれが収容方考慮中  
であるとお傳へて置いたが、昨日二種の例外、即ち一は強盗強姦殺  
人等の治安上有害なる犯罪を犯して居る者、二はホンダム宣言違反  
の犯罪（例へば徹底抗戦を唱導した者等を除いては軍・刑法  
違反の席に依て内地刑務所に収容中の者はこれを収容するやう  
訓令を發した上に付ては更めて御報告申すべし。」

0233

RA'-0001

0129

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外交史料館

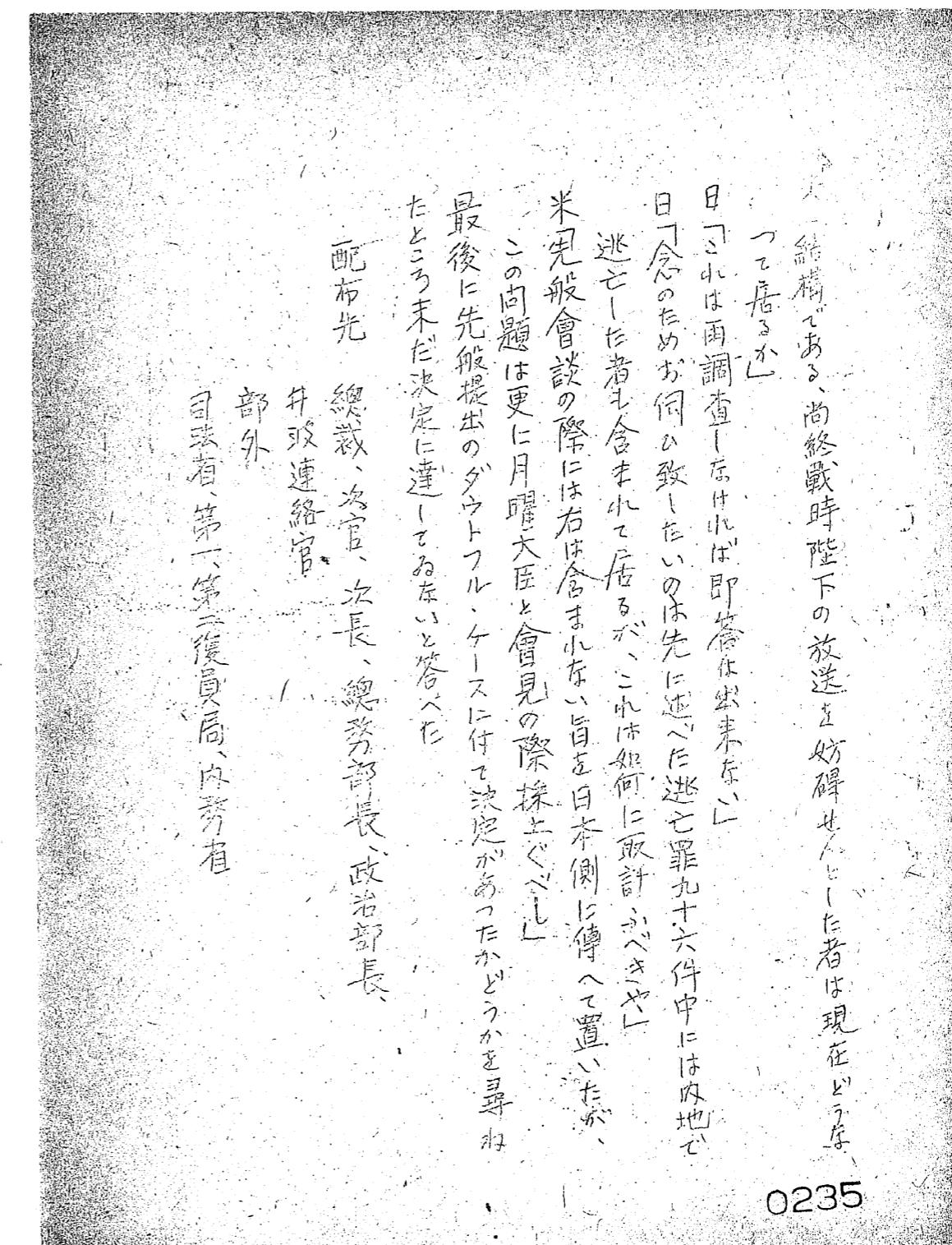
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

國立公文書館 アジア歴史資料センター

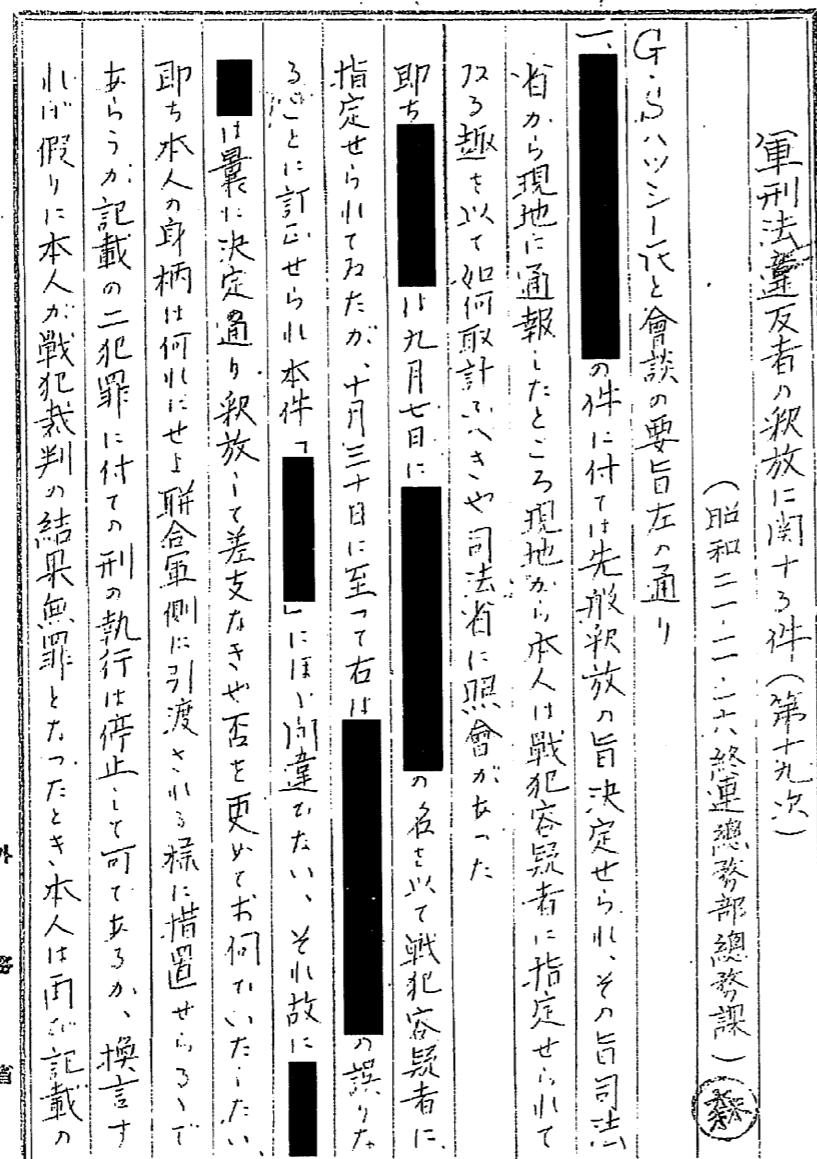
Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0235



0236



RA'-0001

0130

二犯に付き刑に服すべき否や、かゝる新事実が發見せられたので、庄  
應貴見て何れだと述べたところハシミー氏は[記載の二]の犯罪に付けてそのケースはドロップせられて可である。然し一旦刑務所  
を假放してから逮捕に困難を生ずるが如き事が左へやうに取計へべと  
述へた。

三曩に提出した九件の海軍航空隊關係士官

ハナロー、ナカイ・カツヒコ、[ ]、ゴトード・キ

[ ]、イスマル・リュージ及第七次「リスト」に附属の一件計九件)に同  
ナショウフル・ケースに関しては何等決定せられたか、決定済ないほどの  
結果を承知いたしたと述べたところ、提出文書を取り出で函讀し始  
たので、これが決定に当つて参考となる事項を申上げたと冒頭して

(1)これ等關係者113人と全部三〇二航空隊及び相模航空隊關係の海  
軍關係者である。

外務省

023

0237

0131

2)これ等關係者の數は全國で三十二、三名に及んでゐる。

(3)首魁オドノ・ヤスナは宮城刑務所に收容中であつて、これが假放に  
付ては現地から司法省に照會は来てゐない。

(4)これ等の重犯刑者は大体禁錮四年の刑に處せられて居り既に刑期の三  
分の一を過ぎて居るから刑法第二十八條の假假放の條件を具備し  
て居るのである。

と述べたところ、これ等の者は現実にファインディングをやつたかと尋ねた  
ので、ファインディングはやってみない、唯飛行機から「徹底抗戦」等のビラを  
撒いたことはあると答へ、これ等の者は首魁の命に依て行動した  
のみであるが、と尋ねたので、中には首魁に対する徹底抗戦を宣言遂通じ  
た者もあらやうに了解すると答へたところ暫時考慮の結果、これ等の  
者は假放放として差支ない」と答へた。

外務省

RA'-0001